許可番号０９７２２０７８１１８

産業廃棄物処分業許可証

住　所　愛媛県西条市今在家１２１８番地１
氏　名　今治加工株式会社
　　代表取締役　北岡　康典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第１４条 第 ６ 項 / 第14条の２第１項 の許可を受けた者であることを証する。

高松市長　　大　西　秀　人

許 可 の 年 月 日　　令和 ８ 年 ３ 月１６日
許可の有効年月日　　令和１３年 ３ 月１５日

１．事業の範囲
（１）事業の区分
中間処理業（破砕処分に限る。）以上
（２）取り扱う産業廃棄物の種類
①木くず（ただし、次表の左欄に掲げる産業廃棄物については、それぞれ右欄のとおり。）以上

自動車等破砕物	含まない。
石綿含有産業廃棄物	含まない。
水銀使用製品産業廃棄物	含まない。
水銀含有ばいじん等	含まない。

２．事業の用に供するすべての施設
施設の種類：木くず又はがれき類の破砕施設　１基
設置場所：香川県高松市郷東町字乾新開７９６番６９　以上
設置年月日：令和４年２月１８日
処理能力：木くず　９０ｔ／日（９時間）
許可年月日：令和３年８月１８日
許可番号：２０２１－８２－２
３．許可の条件
余　白
４．許可の更新又は変更の状況
令和 ８ 年 ３ 月１６日（当初許可）
５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　有・無
以　上
以　下　余　白